**自由民主党鳥取県支部連合会会長公選実施細則**

（総則）

第１条　会長選挙に関しては、自由民主党鳥取県支部連合会会長公選規程（以下「規程」という。）に定めるほか、この細則に定めるところによる。

（会長選挙管理委員会）

第２条　会長選挙管理委員会(以下｢管理委員会｣という。)は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（会長選挙の告示等）

第３条　会長選挙の告示は、管理委員会が行う。

２ 管理委員会は、告示をした旨を県内の支部長に周知するとともに、自由民主党鳥取県支部連合会(以下「県連」という。)ホームページで公表するものとする。

（候補者推薦の届出）

第４条　会長選挙の立候補の届出は、管理委員会の定める書式によるものとする。

２ 会長の候補者の推薦人は、同時に２ 名以上の推薦人となることはできない。

（選挙権）

第５条　規程第3条に規定する代議員は、大会代議員規程による代議員とする。

（選挙人名簿）

第６条　選挙人名簿は、登載の日の翌日以後２日間に限り閲覧することができるものとする。

２　閲覧の場所は県連事務局とし、時間は午前8時30分から午後5時までとする。

３　選挙人名簿の閲覧に関しては、筆写、撮影、コピー等をすることはできない。

（選挙運動等）

第７条　選挙運動については公職選挙法の適用はしないものとするが、清潔、明朗及び公正を害すると認められる行為をしてはならない。

２　立候補者から提出された経歴・所見を全選挙人に送付するとともに、所見を県連ホームページに掲示する。

３　候補者に選挙人名簿の提供はしない。

（投票）

第８条　選挙人名簿に登載されていない者は、投票することはできない。

２　投票は、管理委員会から交付された投票用紙により行う。

３　投票は、自書式により、候補者の名前を記載して投票箱に投入する方法によって行うものとする。

（開票）

第９条　開票管理人は管理委員会副委員長とする。

２　開票は、投票終了後速やかに行うものとする。

３　開票管理者は、開票立会人とともに、投票を点検しなければならない。

（開票の結果報告等）

第10条　開票管理者は、開票が終了したときは、投票総数、有効投票数、無効投票数及び候補者ごとの得票数を管理委員長に報告する。

２　管理委員長は、前項の報告があったときは、管理委員会を開催し報告する。

３　管理委員長は、その結果を県連会長に報告する。

附 則

この細則は、平成２７年９月２０日から施行する。